



山形県公報

平成22年6月25日(金)
第2154号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 政 課) ……724

### 訓 令

○職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……同

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……730
- 市町村が行う国土調査の指定……………(農村整備課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……731
- 公共測量の実施の通知……………(用 地 課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……732

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会6月定例会の招集……………同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則5-4(給与の支払監理)の一部を改正する規則……………733
- 山形県人事委員会規則6-1(職員の勤務時間に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則……………734
- 山形県人事委員会規則6-4(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則……………736

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同

### 正 誤

## 規 則

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第44号

#### 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則（平成12年7月県規則第110号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号並びに同様式の注書第1項及び第9項第3号、別記様式第2号の注書第1項及び第10項第3号、別記様式第4号並びに同様式の注書第1項及び第3項第2号並びに別記様式第5号中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 改正前の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則により作成した用紙で改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則に相当規定のあるものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 訓 令

### 山形県訓令第20号

庁 中  
出 先 機 関

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の育児休業等に関する規程（平成4年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を削る。

第5条中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に改める。

第9条後段を削る。

別記様式第1号を次のように改める。

別記  
様式第1号

山形県知事 殿

年 月 日

所属職 氏 名 ㊦

育児休業（期間延長）承認請求書

次のとおり育児休業（期間延長）の承認を請求します。

記

|               |                                  |   |                                                                                |    |   |     |
|---------------|----------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------|----|---|-----|
| 1 請求に係る子      | 氏 名                              |   |                                                                                |    |   |     |
|               | 続 柄                              |   |                                                                                |    |   |     |
|               | 生 年 月 日                          | 年 | 月                                                                              | 日生 |   |     |
| 2 請求の内容       | <input type="checkbox"/> 育児休業    |   | <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長                                            |    |   |     |
|               | <input type="checkbox"/> 再度の育児休業 |   | <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長<br>(再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入すること。) |    |   |     |
| 3 請求期間        | 年                                | 月 | 日から                                                                            | 年  | 月 | 日まで |
| 4 既に育児休業をした期間 | 年                                | 月 | 日から                                                                            | 年  | 月 | 日まで |
|               | 年                                | 月 | 日から                                                                            | 年  | 月 | 日まで |
| 5 備考          |                                  |   |                                                                                |    |   |     |

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 3 「5 備考」欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組が効力を生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨、当該承認に係る子の氏名及び請求に係る期間等について記入すること。
- 4 該当する口にはレ印を記入すること。

別記様式第2号中

|             |                                                                                                                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 配偶者の養育計画  |                                                                                                                                                              |
| 配偶者の氏名      |                                                                                                                                                              |
| 子を養育するための方法 | <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務<br><input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇 <input type="checkbox"/> その他（                      ） |
| 5 備考        |                                                                                                                                                              |

を

|      |  |
|------|--|
| 4 備考 |  |
|------|--|

に改め、

同様式の注書中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

別記様式第3号中 「 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。 を  
 育児休業等に係る子が死亡した。」

「 育児休業等に係る子が死亡した。」に改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号を次のように改める。

様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

所属職 氏 名 ㊦

育児短時間勤務（期間延長）承認請求書

次のとおり育児短時間勤務（期間延長）の承認を請求します。

記

|                      |                                                                                                                                                                                               |                                                              |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1 請求に係る子             | 氏 名                                                                                                                                                                                           |                                                              |
|                      | 続 柄                                                                                                                                                                                           |                                                              |
|                      | 生 年 月 日                                                                                                                                                                                       | 年 月 日生                                                       |
| 2 請求の内容              | <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長                                                                                                                       |                                                              |
|                      | <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。）                                                                                                                                 |                                                              |
| 3 請求期間               | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                                                                                                                               |                                                              |
| 4 勤務の形態              | 週 時間勤務<br>地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項<br><input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態 |                                                              |
|                      | 勤務の日<br>及 び<br>時 間 帯                                                                                                                                                                          | 月（ : ~ : ） 火（ : ~ : ）<br>水（ : ~ : ） 木（ : ~ : ）<br>金（ : ~ : ） |
| 5 既に育児短時間<br>勤務をした期間 | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                                                                                                                               |                                                              |
|                      | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                                                                                                                               |                                                              |
| 6 備 考                |                                                                                                                                                                                               |                                                              |

- (注) 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 3 「4 勤務の形態」欄の「勤務の日及び時間帯」に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合にあってはその旨、当該承認に係る子の氏名及び請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第5号  
（表面）

年 月 日

山形県知事 殿

所属職 氏 名 ㊦

部 分 休 業 承 認 請 求 書

次のとおり部分休業の承認を請求します。

記

|                |                      |                          |         |     |     |   |     |
|----------------|----------------------|--------------------------|---------|-----|-----|---|-----|
| 1 請求に係る子       | 氏 名                  |                          |         |     |     |   |     |
|                | 続 柄                  |                          |         |     |     |   |     |
|                | 生 年 月 日              | 年                        | 月       | 日   | 生   |   |     |
| 2 請求の理由        | (部分休業が必要な事情を記入すること。) |                          |         |     |     |   |     |
| 3 請求期間<br>及び時間 | 期 間                  |                          |         | 時 間 |     |   |     |
|                | 年 月 日から              | <input type="checkbox"/> | 毎 日     | 午前  | 時 分 | ～ | 時 分 |
|                | 年 月 日まで              | <input type="checkbox"/> | その他 ( ) | 午後  | 時 分 | ～ | 時 分 |
|                | 年 月 日から              | <input type="checkbox"/> | 毎 日     | 午前  | 時 分 | ～ | 時 分 |
|                | 年 月 日まで              | <input type="checkbox"/> | その他 ( ) | 午後  | 時 分 | ～ | 時 分 |
| 4 備考           |                      |                          |         |     |     |   |     |

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（出産証明書、戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 該当する□にはレ印を記入すること。
- 3 部分休業の承認が、職員の申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

(裏面)

| 日付 | 休業の承認を取り消された時間 |       | 時間数 | 請求者印 | 承認者印 | 備 考 |
|----|----------------|-------|-----|------|------|-----|
|    | 午 前            | 午 後   |     |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |      |      |     |
|    | 時 分から          | 時 分から | 時間  |      |      |     |
|    | 時 分まで          | 時 分まで | 分   |      |      |     |

## 附 則

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第562号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日       |
|-----------------------------------|-----------------------------|----------------|-------------|
| 特定非営利活動法人くれよんはうす<br>新庄市大字鳥越1339番地 | さくらはうす<br>新庄市大字鳥越字駒場1345番地5 | 生活介護<br>就労継続支援 | 平成22. 6. 16 |

### 山形県告示第563号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
平成22年6月1日
- 2 調査を行う者の名称  
遊佐町
- 3 調査地域  
飽海郡遊佐町杉沢の一部
- 4 調査期間  
平成22年6月9日から平成23年3月31日まで

### 山形県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、舟形町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所           |
|----------|-------|---------------|
| 理 事      | 森 美 雄 | 最上郡舟形町富田389番地 |

### 山形県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月25日から同年7月8日まで縦覧に供する。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-----------------------|---|------|----------|---------|
| 最上郡大蔵村大字合海字明土544番41から |   | 旧    | 52.0メートル | 530メートル |
| 同 大字清水字ウト山2688番まで     |   |      | 22.0     |         |
| 同                     | 上 | 新    | 52.0メートル | 同上      |
|                       |   |      | 20.0     |         |

**山形県告示第566号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月25日から同年7月8日まで縦覧に供する。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 北境曙線（367号）
- 2 供用開始の区間 酒田市漆曾根字四合田527番1から  
同 字楯ノ前39番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年6月25日

**山形県告示第567号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡最上町大字若宮
- 2 公共測量を実施する期間  
平成22年6月14日から同年12月17日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（砂防計画図作成）

**山形県告示第568号**

次の開発行為は、完了した。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年3月18日 指令村総建第5027号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字大塚字大塚61番5
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東村山郡山辺町大字根際556番地2  
長岡 光紀

**山形県告示第569号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び白鷹町役場において縦覧に供する。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有道置総建第300号
- 2 指定の場所 西置賜郡白鷹町大字十王字後田626-12、字江淵573-7

- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長49.90メートル
- 4 指定年月日 平成22年6月15日

### 山形県告示第570号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中 「名取市増田字関下460番地17街区1画地」 を 「名取市杜せきのした五丁目3番地の1」 に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 教育委員会関係

### 告 示

### 山形県教育委員会告示第12号

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

平成22年6月25日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成22年6月28日（月） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

#### 3 議 題

- (1) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
- (2) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 平成23年度山形県立高等学校の入学者募集について
- (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
- (5) 山形県立博物館協議会委員の解任及び任命について
- (6) 山形県文化財保護審議会委員の委嘱について
- (7) 教職員の人事について

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月25日

山形県人事委員会  
委員長 小 野 勝

第3条の7に次の1項を加える。

- 2 条例第14条第2項の表第15号の人事委員会規則で定める警衛は、文仁親王又は悠仁親王の身辺の警衛とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月25日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

第3条第3項中「保管しなければ」を「保存しなければ」に改める。

第5条中「勤務時間調書」を「勤務時間報告書」に改める。

第6条の見出しを「(勤務時間報告書)」に改め、同条第1項中「勤務時間調書」を「勤務時間報告書」に改め、同条第2項中「勤務時間調書」を「勤務時間報告書」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第3項中「記入する」を「記入し、又は記録する」に改め、同条第4項中「勤務時間調書に記入する」を「勤務時間報告書に記入し、又は記録する」に、「記入を」を「記入又は記録を」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項中「、勤務時間調書」を「、勤務時間報告書」に、「附記する」を「を記入し、又は記録する」に改め、同項第2号中「勤務時間調書」を「勤務時間報告書」に、「作成された」を「記入され、又は記録された」に改め、同条第6項中「給与計算に必要な事項を」を削り、「ところにより、」を「日までに、勤務時間報告書を」に、「報告しなければ」を「送付しなければ」に改める。

第7条第3項中「保管する」を「保存する」に改める。

第9条の見出しを「(給与支払明細書)」に改め、同条第1項中「給与支払明細書」を「給与支給明細書」に改め、同条第2項中「給与支払明細書」を「給与支給明細書」に、「記入する」を「記入し、又は記録する」に改める。

第10条第2項中「文書で」を削る。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

第12条 所属の長は、第6条第1項の規定による勤務時間報告書の作成については、同項の規定にかかわらず、勤務時間報告書の作成に代えて勤務時間報告書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下「電磁的記録」という。）の作成を行うことができる。

2 給与支払者は、第7条第1項の規定による職員別給与簿又は第9条第1項の規定による給与支給明細書の作成については、これらの規定にかかわらず、職員別給与簿又は給与支給明細書の作成に代えて職員別給与簿又は給与支給明細書に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

3 第7条第3項の規定による押印については、同項の規定にかかわらず、職員の服務、給与、福利厚生等の手続を行う電子情報処理組織を使用した措置をもつて当該押印に代えることができる。

## 附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月25日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

第10条中「第4条の3第3項」を「第4条の3第4項」に、「第14条」を「第13条」に改める。

第11条の見出し及び第11条を削る。

第12条に見出しとして「(育児を行う職員の時間外勤務の制限)」を付し、同条第1項中「第4条の3第2項」を「第4条の3第2項又は第3項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該制限を請求する期間については、条例第4条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第12条第2項及び第3項中「第4条の3第2項」を「第4条の3第2項又は第3項」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「第4条の3第2項」を「第4条の3第2項又は第3項」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「第4条の3第2項」を「第4条の3第2項又は第3項」に、「子が」を「子が、条例第4条の3第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「及び第4号」を削り、同条中「第4条の3第3項」を「第4条の3第4項」に、「同条第2項の規定」を「同条第3項の規定」に、「前条第1項第1号」を「第11条第1項中「第4条の3第2項又は第3項」とあるのは「第4条の3第3項」と、「ものとする。この場合において、当該制限を請求する期間については、条例第4条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ものとする」と、同条第2項及び第3項中「第4条の3第2項又は第3項」とあるのは「第4条の3第3項」と、前条第1項中「第4条の3第2項又は第3項」とあるのは「第4条の3第3項」と、同項第1号」に、「、同条第2項中」を「、同条第2項中「第4条の3第2項又は第3項」とあるのは「第4条の3第3項」と、「」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

別記様式第1号中「 深夜勤務  
 時間外勤務」を「 深夜勤務  
 時間外勤務  
(条例第4条の3  
第2項 第3項)」に、

「深夜において就業している。

(深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入)

を「深夜において就業している。」に、

就業している。

(時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入)

同様式の備考第3項中「請求する」を「深夜勤務の制限を請求する」に、「就業している」を「深夜において就業している」に、「就業日数」を「深夜における就業日数」に改める。

別記様式第2号中「養育できる者」を「深夜において常態として当該子を養育できる者」に改める。

附 則

- この規則は、平成22年6月30日から施行する。
- 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年3月県条例第5号）第1条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第4条の3第2項又は第3項の規定による請求のうち、平成22年6月30日を改正後の第11条第1項の時間外勤務制限開始日とするものに係る同項の規定の適用については、同項中「時間外勤務制限開始日の前日まで」とあるのは、「平成22年6月30日」とする。

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月25日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 小 野 勝

別表その他の項事由の欄第3号の2中「①」を「イ」に、「②」を「ロ」に改め、同欄第5号の3中「①」を「イ」

に、「②」を「ロ」に、「③」を「ハ」に改め、同項期間の欄中

1 暦年5日以内

を

一の年度につき5日以内

に改め、同表中

(12) 配偶者及び一親等の親族並びに職員と住居を一にする親族が疾病又は負傷のため看護を必要とする場合で、当該職員以外に看護者がいない（小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合にあっては、その子の看護のため勤務しないことが相当である）と認められるとき

次に掲げる区分ごとにそれぞれ1 暦年5日以内  
① 配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合  
② 小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合

医師の診断書又はこれに代わる書面等。  
ただし、任命権者がその事実を確認可能なときは、これを省略することができる。

を

|                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(13) 職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受ける場合において当該職員の介助を必要とするとき</p>                              | <p>必要と認められる期間</p>                                                                                                                                                                                          | <p>当該乳幼児の氏名、生年月日及び健康診査又は予防接種の事実が確認できる書面。ただし、任命権者がその事実を確認可能なときは、これを省略することができる。</p> |
| <p>(12) 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある要介護者その他人事委員会が定める家族の世話（看護、介護その他の人事委員会が定める世話をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>          | <p>次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間<br/>                 (1) 要介護者の世話を行う場合 一の年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）以内<br/>                 (2) 人事委員会が定める家族の世話を行う場合 一の年度につき5日以内</p>                                          | <p>任命権者が、その事実を確認する必要があると認められる場合にあつては、当該事実を確認することができる書類</p>                        |
| <p>(13) 小学校就学の始期に達するまでの子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間<br/>                 (1) 子の看護（次号に掲げる場合を除く。）を行う場合 一の年度につき5日（当該子が2人以上の場合にあつては、10日）以内<br/>                 (2) 子に母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受けさせる場合 必要と認められる期間</p> | <p>任命権者が、その事実を確認する必要があると認められる場合にあつては、当該事実を確認することができる書類</p>                        |

に改

める。

別記様式第3号の備考第1項を次のように改める。

- 1 妊娠中の職員が保健指導又は健康診査を受けるため休暇を申請する場合にあつては、理由の欄に取得しようとする日における妊娠週数も記入すること。

別記様式第3号の備考第2項中「並びに」を「及び」に改め、同備考第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 職員が要介護者の世話のため休暇を申請する場合にあつては、理由の欄に要介護者の氏名、続柄、職員との同居又は別居の別その他の要介護者に関する事項及び要介護者の状態を記入すること。
- 4 職員が人事委員会が定める家族の世話のため休暇を申請する場合にあつては、理由の欄に当該家族の氏名、続柄及び病名又は病状も記入すること。

別記様式第3号の備考に次の1項を加える。

- 5 職員が負傷し、又は疾病にかかった子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄及び病名又は病状を記入し、疾病の予防を図るために必要な子の世話のため休暇を申請する場合にあつては理由の欄に子の氏名、生年月日、続柄及び当該健康診断又は予防接種の名称等を記入すること。

**附 則**

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 平成22年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に与えられた改正前の山形県人事委員会規則6-3（以下「改正前の規則」という。）別表その他の項事由の欄第5号の3に定める休暇、同欄第12号に定める休暇のうち配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合の休暇及び同号に定める休暇のうち小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合の休暇については、それぞれ改正後の山形県人事委員会規則6-3（以下「改正後の規則」という。）別表その他の項

事由の欄第5号の3に定める休暇、同欄第12号に定める休暇のうち人事委員会が定める家族の世話をを行う場合の休暇及び同欄第13号に定める休暇のうち子の看護を行う場合の休暇として与えられたものとみなす。

- 3 この規則の施行前において与えられた改正前の規則別表その他の項事由の欄第13号に定める休暇については、改正後の規則別表その他の項事由の欄第13号に定める休暇のうち子に母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく健康診査又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受けさせる場合の休暇として与えられたものとみなす。

山形県人事委員会規則6-4（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月25日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

第2条を削り、第3条を第2条とする。

#### 附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年6月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人食育ママ
  - (2) 代表者の氏名  
加藤 弥栄子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市万世町片子5740番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域の子どもから高齢者まで全ての人々に対して、食育に関する事業を行い、人々が健康で心豊かに生活できることに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成22年10月25日まで縦覧に供する。

平成22年6月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
山形北ショッピングセンター  
山形市馬見ヶ崎二丁目12番地19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役 村井正平
- 3 変更する事項  
駐車場の収容台数

（変更前）1,367台  
（変更後）1,213台

4 変更年月日  
平成23年2月10日

5 届出年月日  
平成22年6月9日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年10月25日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

正 誤

|          |            |     |    |   |   |
|----------|------------|-----|----|---|---|
| 発行年月日    | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤 | 正 |
| 平成22.4.1 | 号外(13)     | 8   | 37 |   |   |

誤

|        |         |                           |   |
|--------|---------|---------------------------|---|
| 第4条の表中 | 技士長     | 上司の命を受けて技能労務職員の指導業務に従事する。 | を |
|        | ボイラー技士  | ボイラーの操作業務に従事する。           |   |
|        | 自動車運転技士 | 自動車運転の技能的労務に従事する。         |   |
|        | 業務員     | 担任業務に従事する。                |   |

|       |                         |       |
|-------|-------------------------|-------|
| 技能長   | 担当業務及び技能労務職員の指導業務に従事する。 | に改める。 |
| 学校技能員 | 担当業務に従事する。              |       |

正

|        |         |                           |   |
|--------|---------|---------------------------|---|
| 第4条の表中 | 技士長     | 上司の命を受けて技能労務職員の指導業務に従事する。 | を |
|        | 調理師     | 調理に関する業務に従事する。            |   |
|        | ボイラー技士  | ボイラーの操作業務に従事する。           |   |
|        | 自動車運転技士 | 自動車運転の技能的労務に従事する。         |   |
|        | 介助員     | 児童及び生徒の生活介助の労務に従事する。      |   |
|        | 業務員     | 担任業務に従事する。                |   |

|       |                         |       |
|-------|-------------------------|-------|
| 技能長   | 担当業務及び技能労務職員の指導業務に従事する。 | に改める。 |
| 調理師   | 調理に関する業務に従事する。          |       |
| 学校技能員 | 担当業務に従事する。              |       |
| 介助員   | 児童及び生徒の生活介助の労務に従事する。    |       |

|   |   |    |    |                          |                          |
|---|---|----|----|--------------------------|--------------------------|
| 同 | 同 | 12 | 20 | 同条の表新規採用者の項中第3号及び第4号を削り、 | 同条の表新規採用者の項中第4号及び第5号を削り、 |
|---|---|----|----|--------------------------|--------------------------|